

公立大学法人富山県立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成27年富山県規則第30号）第2条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他の法人の規則で定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によることができる。

(外部資金の受入れ)

第6条 法人は、業務の遂行に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れることができるものとする。

(施設等の貸付け)

第7条 法人は、業務に支障がない場合には、法人の施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができるものとする。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、富山県知事の認可の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。